

HPVワクチンのキャッチアップ接種について

ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）の予防接種（子宮頸がん予防ワクチン）は、平成25年6月より、積極的接種勧奨が差し控えられていましたが、令和4年度より積極的勧奨を再開します。

この差し控え期間に接種対象年齢を過ぎてしまった方を対象に、定期接種として無料で接種できる機会を設けることとなりました。

<対象者>

平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女子

また、キャッチアップ接種の実施期間中に定期接種の対象から新たに外れる学年の女子も、順次対象となります。（例：令和4年度の高校1年生相当の年齢の方が、令和4年度中に接種できなかった場合、令和5年度、キャッチアップの対象となる。）

<予診票>

令和4年6月以降、対象の方へ送付

<実施期間>

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

<積極的接種勧奨の差し控え期間に自費で接種した方へ（償還払い）>

令和4年4月1日時点で、本町に住民登録がある対象年齢の方で積極的接種勧奨の差し控え期間に自費で接種（任意接種）した方に対して、要した費用の全部もしくは一部をお支払いする「償還払い」を実施する予定です。

現在、厚生労働省より、制度について案が示されており、今後町で検討し、開始します。実施方法が決定次第、町HP等でお知らせします。

既に接種を終えられている方は以下の書類の保管をお願いします。

- 接種を受けた予防接種に係る実費の額・回数を証明できる書類原本（領収書等）
- 接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証、接種済の記録が分かる予診票等の写し等